

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

4. 児童相談所の業務 2

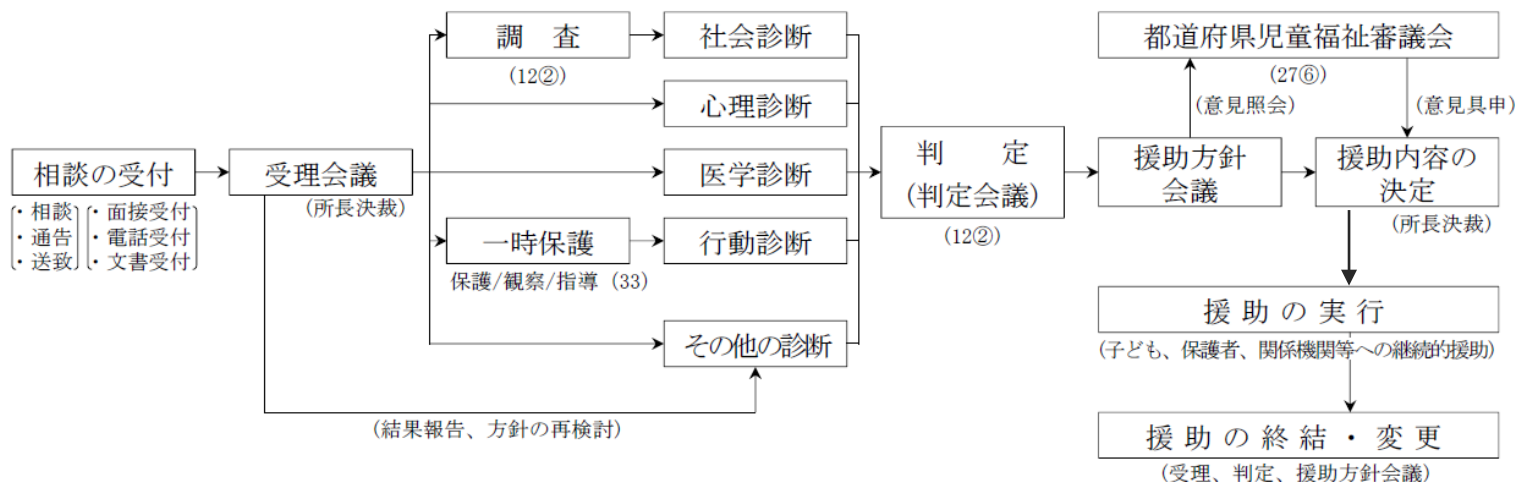
児童相談所の相談援助活動の全体を把握し、一時保護部門が具体的に他部門と連携する場面とその関係者について確認します。

目次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 児童相談所における相談援助活動の体系 | 2 |
| 2. 相談援助活動の原則 | 3 |
| 3. 相談受付・受理会議 | 4 |
| 1. 児童相談所が受け付ける相談の種類/内容 | 5 |
| 2. 相談受付経路・相談受付の方法 | 8 |
| 3. 受理会議 | 14 |
| 3. 調査 | 15 |
| 1. 調査の意義・調査の開始 | 16 |
| 2. 調査事項・調査の方法 | 17 |
| 4. 診断 | 21 |
| 1. 診断の意義・診断の開始 | 22 |
| 2. 診断の方法 | 23 |
| 5. 判定（判定会議） | 26 |
| 1. 判定の意義・方法/判定会議 | 27 |
| 6. 援助方針会議 | 28 |
| 7. 都道府県児童福祉審議会への意見聴取 | 30 |
| 8. 援助活動 | 33 |

児童相談所における児童相談援助活動の体系

- 児童相談所における相談援助活動の体系は下図のとおりです。
- 以下「相談受付・受理会議」「調査」「診断」「判定」「援助方針会議」「都道府県福祉審議会への意見聴取」の各節について説明します。



| 援 助 | |
|--|--|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談援助活動の原則

- 相談援助活動を展開するうえで特に留意すべき原則として以下のものがあります。

①すべての相談は児相全体で対応する

- 児童相談所職員が受け付けた相談は、すべて児童相談所の責任において対応すべき相談です。
- 巡回相談、電話相談等において1回限りで終了した相談についても、児童相談所全体でその妥当性について確認します。

②職員の協議により専門性は維持される

- 児童相談所の専門性は職員の協議により維持されるところが大きいです。
- このため、受理会議、判定会議、援助方針会議等の各会議の位置づけを明確にします。

③相談援助活動はチームで行う

- 相談援助活動は複数の職員によって構成されるチームによって行うのが原則です。
- ただし、その際にケースごとに当該相談援助活動に中心となって関わる担当者を決定します。

④里親等関係者との柔軟な調整姿勢を持つ

- 問題の内容、性格によっては里親等、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含めた調整を柔軟に行います。

⑤関係機関との十分な意思疎通

- 虐待などに対する相談援助活動については、幅広い関係機関の参画と相互の連携が重要であり、日ごろから関係機関間との意思疎通を十分に図ります。

⑥家庭復帰へに向けた努力を最大限に行う

- 相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行います。
- 家庭復帰が困難と判断された場合は、親族・知人による養育・養子縁組→里親等への委託・児童福祉施設等への措置の順に検討します。

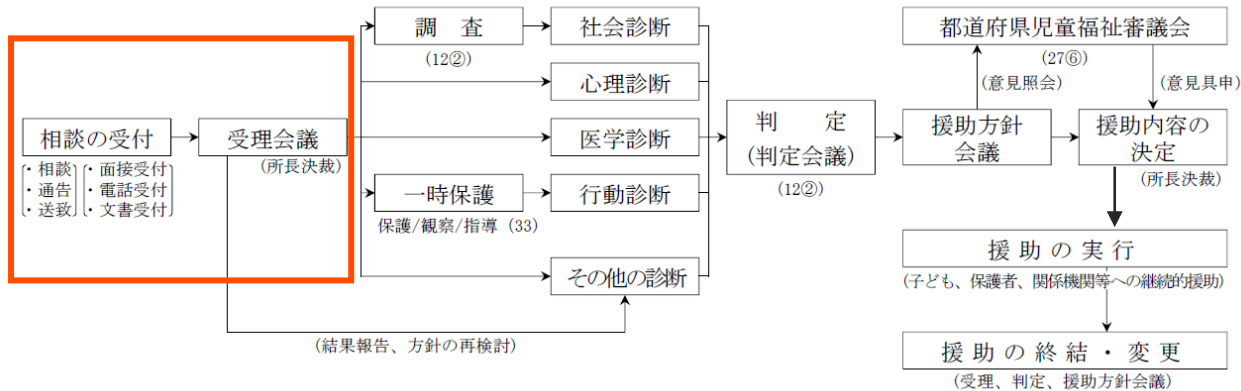
⑦措置後も親子関係再構築のための支援に継続的に取り組む

- 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えて親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力する、養親の確保など体制強化を図ります。

⑧業務の質の向上に努める

- 令和元年児童福祉法等改正法により、各児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととされたことから、積極的に業務の質の自己評価、第三者評価等の措置を実施します。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」



| 援 助 | |
|---|--|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) |
| (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) |
| (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

相談受付・受理会議

児童相談所が受け付ける相談の種類/年齢要件

- 児童相談所が受け付ける相談は次の5つに大別されます。
- また児童相談所が対象とする子どもは原則18歳未満の者となりますが例外規定もあります。

児童相談所が受け付ける相談

- 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するもの（児福法12条）
- 要保護児童を発見した者かたらの通告又は児童委員を介しての通告（児福法25条1項）
- 児福法27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村及び都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致（児福法25条の7、同法25条の8）
- 警察官からの送致（少年法第6条の6）
- 家庭裁判所からの送致等（少年法第6条の6）
- その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等

年齢要件

- **原則として18歳未満の者が対象**となるが以下のような例外規定がある

少年法との関係に由来するもの

- 罪を犯した満14歳以上の子ども（犯罪少年）については、児童相談所ではなく、家庭裁判所が通告の受理機関となります。（児福法25条1項）

18歳以上の成年者に係るもの

- 下記の4つの場合においては児童相談所で取り扱います
 - ① 里親等に委託されている者の委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している者の在所期間の延長（児福法31条）
 - ② 18歳に達するまでに児福法33条1項・2項の規定により一時保護（一時保護委託を含む）が行われた者の保護期間の延長（児福法33条6項・7項）
 - ③ 18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護（児福法33条8項・9項）
 - ④ 義務教育を修了した満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（児福法33条の6第1項）

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所に寄せられる相談の内容

- 児童相談所が取扱う相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたりますが、現在の統計上は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談に分類されます。

| 大分類 | 小分類 | 内容 |
|--------|-----------|--|
| 養護相談 | 養護相談 | 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。 |
| 保健相談 | 保健相談 | 未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談 |
| 障害相談 | 肢体不自由相談 | 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。 |
| | 視聴覚障害相談 | 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。 |
| | 言語発達障害等相談 | 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。 |
| | 重症心身障害相談 | 重症心身障害児（者）に関する相談。 |
| | 知的障害相談 | 知的障害児に関する相談。 |
| | 自閉症等相談 | 自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。 |
| 非行相談 | ぐ犯等相談 | 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。 |
| | 触法行為等相談 | 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。 |
| 育成相談 | 性格行動相談 | 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。 |
| | 不登校相談 | 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに入分類する。 |
| | 適性相談 | 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。 |
| | 育児・しつけ相談 | 家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。 |
| その他の相談 | その他の相談 | 1～14のいずれにも該当しない相談。 |

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所が取扱う相談の対応の要点

- 養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談での対応の要点は以下のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 養護相談 | <ul style="list-style-type: none">家庭の養育状況が子どもの権利を守ることができなくなった状況であることに関する相談への対応をします。家庭環境の評価が重要であり、面接のみならず、家庭環境が子どもの権利が守れるものであるかについて評価を行います。保護者のいない場合、棄児の場合、離婚の場合、両親の病気の場合、虐待・放任の場合等それぞれの相談に応じて適切に情報収集、アセスメントが行われる必要がありますが、常に最も重大な権利侵害である児童虐待が背景にある可能性を考慮します。 |
| 障害相談 | <ul style="list-style-type: none">生育歴、周産期の状況、家族歴、身体の状況、精神発達の状況や情緒の状態、保護者や子どもの所属する集団の状況等について調査・診断・判定をし、必要な援助に結び付けます。子どものみならず、必要に応じて、保護者の障害受容などを含め、子どもを含む家族全体及び子どもの所属集団に対する相談援助も行います |
| 非行相談 | <ul style="list-style-type: none">通告等がありながらも、子ども、保護者に相談を受ける動機づけが十分でないものもあるため、高度のソーシャルワーク技術が求められます。個々の子どもや家庭にのみ焦点を当てるのではなく、その子どもを含む集団全体を対象とし、関係機関との十分連携の上、子どもの最善の利益の観点から必要な調査を十分に行うことが必要です。 |
| 育成相談 | <ul style="list-style-type: none">育成相談は性格行動、しつけ、適性、不登校等に関するものであり、子どもの生育歴、性格や欲求の状態、親子関係や近隣、所属集団等との関係が主として調査・診断・判定の対象となります。不登校に関する相談に関しては、学校や教育委員会等の関係機関と十分に連携を図りながら対応し、関係機関からの情報収集を行うなど、何らかの形で子ども安全に生活しているか、保護者が子どもの態様に応じた適切な監護を行っているか又はそれを期待できるか確認を行います。家庭内暴力や自殺企図、強度の摂食障害等、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合は適切に介入する必要があります。背景に保護者からの虐待やネグレクトがある場合は、養護相談の虐待相談としての対応を行います。 |
| 保健相談 | <ul style="list-style-type: none">保健相談は、低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患等に関するものであり、子どもの健康状態、法定健診の受診歴等を調査・診断・判定をし、必要な援助に結び付けます。調査・診断・判定に当たっては、医師又は保健師を中心として対応することとし、児童相談所の役割を超えるものや、保健所等関係機関での援助が必要な場合には、関係機関と連携して対応を行い、必要に応じて他機関へのあっせんを行います。 |
| その他の相談 | <ul style="list-style-type: none">里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも含まれない相談について、他の機関での援助が子ども、保護者等の福祉向上につながると考えられるものについては、適切な機関へのあっせんを行います。 |

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所に寄せられる相談の受付経路

- 児童相談所へは以下の表に示す所属や個人からその相談が寄せられます。

| |
|--------------------------------------|
| 都道府県 福祉事務所 / 児童委員 / 他の児童相談所 / その他 |
| 児童家庭支援センター |
| 児童福祉施設・指定医療機関 |
| 警察等 |
| 家庭裁判所 |
| 保健・医療機関 保健所・市町村保健センター / 医療機関 |
| 学校等 学校 / 教育委員会等 |
| 里親 |
| 配偶者暴力相談支援センター |
| 家族・親戚 |
| 近隣、知人 |
| 子ども本人 |
| 民間団体 |
| その他 |

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の形態

- 児童相談所における相談の受付には、以下の形態があります。

1. 来所によるもの

1. 児童相談所に直接来所するもの
2. 巡回相談、出張相談等の会場に来所するもの
3. 身柄を伴う通告・送致（迷子、家出した子ども、触法児童等警察や関係者等が子どもを連れて通告・送致してくるもの）

2. 電話によるもの

1. 相談
2. 通告
3. 照会

3. 文書によるもの

1. 通告書
2. 送致書等
3. 意見書、届出書、援助・調査依頼書等

4. その他

相談受付の方法 ー来所によるもの（直接来所・巡回相談・出張相談）の場合ー

対応する職員

- A) 原則として受付相談員が対応します
- B) 受付相談員は相談受付の重要性に鑑み、経験豊かな者を充てます
- C) 受付相談員不在時等の場合においては、他の相談員、児童福祉司、児童心理士等が対応します

受付面接の目的

受付面接は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の相談の内容を理解し、児童相談所に何を期待し、また、児童相談所は何ができるかを判断するために行います。

受付面接の内容

受付面接は以下の事項について行います。

- A) 児童記録表に記載する基本的事項の把握
- B) 主訴、問題の内容、生育歴、生活歴、現在の状況等の把握
- C) 受付面接時の子どもや保護者等の様子の把握
- D) 緊急対応の必要性の判断と対応
- E) 児童相談所についての説明、今後の相談援助方法についての説明
- F) 他機関あっせんの必要性の判断及び対応

受付面接時の留意事項

- A) 子どもや保護者等と児童相談所との相互信頼関係の樹立を目指します
- B) 事情聴取的な調査は避け、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握します
- C) 虐待相談等緊急対応が必要な場合には、臨時に受理会議を開いて当面の援助を検討します
- D) 他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分に図ります
- E) 相談の内容によっては児童福祉司、児童心理司が面接を引き続く当柔軟な対応を行います

受付面接後の対応

- A) 受付相談員は受付面接後、児童記録票に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記入し受理会議に提出します
- B) 受付面接のみで終了した事例についても受理会議に提出し、終了の是非及び援助の適否を確認します

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 ー来所によるもの（身柄を伴う通告・送致）の場合ー

一般的原則

- 身柄を伴う通告・送致の場合においても、原則的には直接来所の場合と同様です
- ただし、この場合は子どもの一時保護等緊急対応の必要性が高い場合が多いです。
- そのため、通告者等からの必要事項の聴取・子どもの面接等を行い、緊急の受理会議を開催し、当面の援助を決定します。その際は保護者にも連絡します。

棄児、迷子の受理

- 棄児については戸籍法57条の手続きが行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続きを行います。
- 警察官職務執行法3条に基づき保護された迷子については、その手配が済んでいるか否かを確認します。
- 外国人である場合には、平成13年雇児総発第40号「国籍不明な養護児童等への適切な対応について」に基づき、国籍や滞在許可の有無等を確認し、国籍取得など必要な対応について検討します。

家庭裁判所からの身柄を伴う装置の受付

- 家庭裁判所から子どもの身柄とともに事件の送致を受けたときは、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、家庭裁判所調査官等との協力を図りつつ、速やかに児童福祉法上の援助を行います。（少年法第18条、第24条第1項第2号）

警察からの身柄を伴う通告への対応

- 警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合、児童相談所においては、夜間、休日等であっても原則として速やかに警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを行うことが必要です。
- ただし、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときには、警察に対して一時保護委託を行うことも考えられます。
- また、特に夜間において、児童相談所の職員だけでは対応が著しく困難な場合には、警察職員に一時保護所までの同行を依頼するといった対応が必要となることも考えられます。
- 児童相談所においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めます。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 ー電話によるものの場合ー

電話による相談の場合

- A) 電話による相談であっても基本的には直接来所の場合と同様です。
- B) 電話による相談には電話相談専用電話に入電するものと、児童相談所に入電するものとの両方がありますが、いずれの場合においても、子どもや保護者等の気持ちを十分受け止めた上で、必要な情報を聴取し適切な助言等を行い、継続的に児童相談所において相談援助活動を行う必要がある場合には、今後の相談援助方法についての説明を行います。
- C) 継続的な相談援助活動を行う必要がある場合に限り、電話で相談が終結する場合においても、責任ある体制をとるために、原則として受理会議に提出し、児童記録票を作成します。

電話による通告の場合

- A) 電話による通告については、緊急対応の必要性が高い場合が多いので、その際には緊急の受理会議を開催して当面の援助を決定します。なお、学校や保育所、医療機関など関係機関からの電話通告の場合には、後日通告書を送付してもらいます。また、学校の教職員、保育所の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者からの電話通告の場合には、これに準じた対応をとることが望ましいとされています。
- B) 虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応します。
- C) 通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、学校や保育所、児童委員、近隣等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図ります。

電話による照会の場合

- 電話による照会、特にプライバシーに関する事項についての照会については、秘密保持の原則との関係から慎重に対応します。
- 緊急な回答が必要な場合以外は文書によることを原則とします。

相談受付の方法 一文書によるものの場合

通告書による場合

- A) 警察からの児福法25条による通告は、原則として文書によって行われます。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、その子どもの現在地を管轄する児童相談所に対してなされます。これを受け付けた児童相談所は、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否・方法等について決定します。
- B) 通告書に子どもの所持物が添付されている場合は、児福法33条の2の規定に基づき保管等を行います。
- C) 通告書は受理会議において検討します。なお、通告を受けた子どもに必要な援助が行われたときは、その結果を通告者に連絡することが望ましいとされています。

送致書等による場合

- 市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長又は家庭裁判所から装置を受けたときは、受理会議において検討後一般の事例に準じて行います。
- なお、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、速やかに児童福祉法上の援助を行います。

意見書、届出書等による場合

通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがありますが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従います。

- ①児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書 / ②児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親からの養育状況報告 / ③療育手帳交付申請書 / ④特別児童扶養手当認定診断書 / ⑤同居児童届出書（なお養子縁組を申し立てている場合や同居関係に疑いのある事例については、児童相談所への通報が適切に行われるよう都道府県等及び市町村児童福祉主管課と連携を保っておく。） / ⑥家庭裁判所からの援助・協力依頼、特別養子縁組事案等に対する調査嘱託（少年法第16条、家事審判規則第8条） / ⑦他の児童相談所からの調査依頼、照会 / ⑧6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査受診票 / ⑨その他各種証明書送付依頼等

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

受理会議

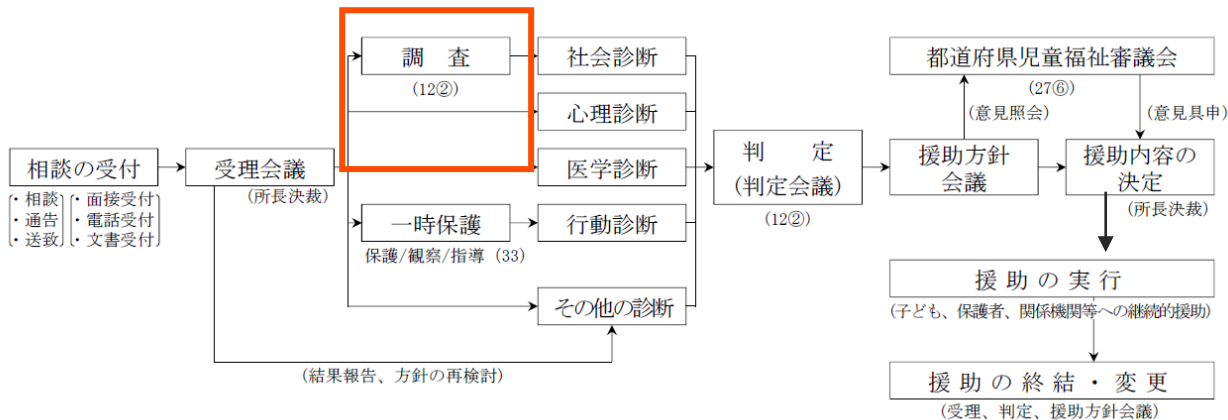
- 児童相談所は、相談を受け付けた後、各事例における最も効果的な相談援助方針を検討するため受理会議を行います。

受理会議の目的

- 児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防止法第8条）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既にとられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討することが受理会議の目的です。
- 来談者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行います。

受理会議の開催方法

- A) 原則として週1回定例の会議を開催します。このほか虐待通告があった場合等の緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時開催します。
- B) 相談・指導部門の長が主宰し、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員等が参加します。緊急に受理会議を開催する場合には柔軟に対応します。
- C) 提出する事例は児童相談所でその週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例等です。
- D) 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がけます。
- E) 会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存します。
- F) 会議の結果に基づき、当面の方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定します。
- G) 受理した事例の進行状況の把握・管理のため所長が決裁します。



| 援 助 | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 在宅措置等 | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) |
| (1) 措置によらない指導 (12②) | 指定発達支援医療機関委託 (27②) |
| ア 助言指導 | 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) |
| イ 継続指導 | 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) |
| ウ 他機関あつせん | 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) |
| (2) 措置による指導 | 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) |
| ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) |
| イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) |
| ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 7 家庭裁判所への家事審判の申立て |
| エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ア 施設入所の承認 (28①②) |
| オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) |
| カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) |
| キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | エ 後見人選任の請求 (33の8) |
| (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

調査

調査の意義・調査の開始

- 児童相談所は、相談を受理した後、子どもや保護者等の状況を把握し、その子どもや保護者に対してどのような支援が必要かを判断するため、「調査」を行います

調査の意義

- **調査は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の状況等を知り、それによって子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するためにを行います。**
- 調査は相互信頼関係の中で成立するものです。したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行います。
- 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努めます。
- 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、**子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とします。**

調査担当者

- **調査は、相談・指導部門、判定・指導部門等の児童福祉司、相談員が中心となって行います。**ただし、相談の内容によっては他の職員が行います。
- 虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努めます。

調査の開始

- **調査の開始及び担当者は、原則として受理会議を経て決定**します。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等にはこの限りではありません。
- 虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定します。
- なお、**安全確認は**、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとされています。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとなっていますが、**迅速な対応を確保する観点から「48時間以内とする」ことが望ましい**とされています。
- また、こうした初期対応の他、必要に応じ、後日、追加的なアセスメントを適切に実施します。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

調査事項

• 調査事項は相談の内容によって異なりますが、標準的人は以下の事項が調査対象となります。

1. 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
2. 子どもの家庭環境、家族の状況
3. 子どもの生活歴、生育歴
4. 子ども、保護者等の現況
5. 過去の相談歴等
6. 児童相談所以外の期間の子ども・家族への援助経過
7. 援助等に関する子どもや保護者等の意向
8. その他必要と思われる事項

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

調査の方法（1）

面接

- 可能な限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行います
- 子どもや保護者等との面接が中心になりますが、関係機関の職員等との面接も重要です。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、幅広い情報収集に努めます。
- 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認します。
- 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効です。このため、子どもの来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で子どもの家庭や所属集団等において子どもの観察を行います。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、調査担当者以外に医師や児童心理司等が同行する等、複数の職員が立ち会うことが望ましいです。

調査の協力・委嘱

- 調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分な連携を行います。（児福法12条4項、13条4項、17条1項4号、18条4項）
- また、児福法25条の2第1項の規定により、地方公共団体が置くことができる要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます（児福法25条の3）

照会

- 直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会します。

調査の方法（2）

立入調査

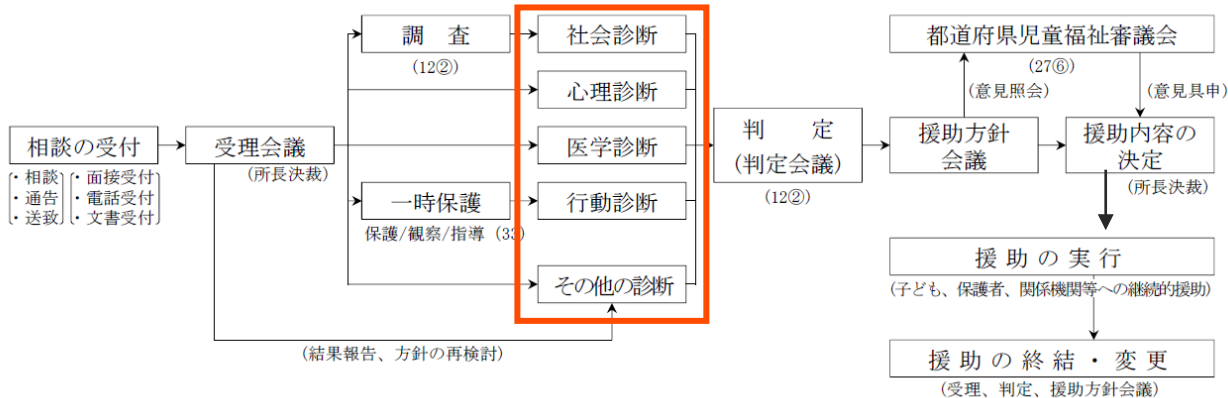
- 児福法29条に規定する立入調査は、同法28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、同法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意します。
- また、児虐法9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、同条第2項において、立ち入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて児福法62条1号の規定の活用を図ります。
- **立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施**します
- **立入調査にあたっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求めます。**また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、**必要に応じ、児虐法10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行う**とともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努めます。
- 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日雇児発第0813002号「「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の」の施行について」、児童相談所運営指針、奈良倍に平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行います。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他

里親委託、養子縁組に関する調査については、本指針に定めるほか、次の通知による。

1. 平成14年厚生労働省令第115号「里親の認定等に関する省令」
2. 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」
3. 平成14年9月5日雇児発0905001号「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について
4. 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」
5. 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」
6. 平成16年12月28日雇児福発第1228002号「里親が行う職業指導について」



| 援 助 | |
|--|--|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

診断

診断の意義・診断の開始

- 相談のあった子どもについて、その子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的所見を確立するために診断を行います。

診断の意義

- 問題に直面している子どもの福祉を図るためには、その子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的所見を確立する必要があります。
- このため、医学（特に精神医学及び小児医学）、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の専門的知識・技術を効果的に活用し、客観的に診断します。
- なお、診断は判定の前提であるので、判定の意義を十分理解し行います。

診断担当者

- 診断には社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断があります。**
- 診断は、必要と判断される各診断に対し専門性を有する者が担当します。

調査の開始

- 診断の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定します。
- ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りではありません。

子どもや家庭が抱える問題の理解に必要な資料

子どもや家庭が抱える問題の理解のため、子どもの年齢などを考慮しつつ、次のような側面からの資料を総合し、統合します。

- 心身の状況（健康状態、表情、発達、社会生活能力、学力、興味の範囲等）
- 情緒成熟度（分化、表出、統制等）
- 欲求と障害（欲求の強さ、不満、防衛、忍耐度等）
- 現在の適応状況（家庭、所属集団、地域等）
- 対人関係（親子関係、家族関係、友人関係等）
- 文化的、社会的環境（地域社会の状況、規範、伝統、文化等）
- 家庭の状況（構成、家族歴、生活歴、家庭環境等）
- その他必要と思われる事項

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

診断の方法

| | |
|--------|---|
| 社会診断 | <ul style="list-style-type: none">● 児童福祉司、相談員等によって行われる社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行います。 |
| 心理診断 | <ul style="list-style-type: none">● 児童心理司によって行われる心理診断は、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行います。● 心理診断は、所内における面接・観察のみならず、家庭訪問などによる生活場面なども積極的に活用します。● 家庭環境、生活歴等は、原則として受付相談員又は児童福祉司等が聴取した記録を利用しますが、必要に応じて児童心理司自ら補足的に聴取します。● 面接による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行います。● 言語表現の不十分な子ども、情緒や適応性に不安定さを示す子ども等を理解するため、自然的観察、条件的観察等適切な方法を考慮します。● 心理診断を行うに当たっては、医師との協力関係を保ち、医学診断の必要性があると認められる場合には医師の診察等を求めます。また、必要に応じて外部の専門家の協力を得て実施するものとします。● 心理診断及び子どもや保護者等に指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とします。 |
| 医学診断 | <ul style="list-style-type: none">● 医師（精神科医、小児科医等）の行う医学診断は、問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行います。● 児童相談所で実施できない検査や治療等を要する場合には速やかに適切な医療機関にあつせんします。● 特別児童扶養手当認定診断書等の作成の場合には児童心理司等の協力を得て行います。● 医学診断及び子どもや保護者等に対し指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とします。● 関係機関等から診断書の提出を求められた場合には、子ども又は保護者の了解を得て、診断書を添付し、児童相談所長名で回答します。 |
| 行動診断 | <ul style="list-style-type: none">● 一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる行動診断は、基本的な生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行います。● 行動診断は、原則として週1回定例の観察会議において検討し、児童記録票に記載し、判定のための資料とします。 |
| その他の診断 | <ul style="list-style-type: none">● 場合によっては、理学療法士、言語聴覚士等による診断が必要になります。● その他児童相談所において診断することが困難な場合には他の機関に依頼し又は、すでに診療を受けている医師等がある場合にはその診断書等を求め判定に役立てます。 |

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

(参考) 社会診断の内容

①主訴（通告内容）は何か

- 主訴もしくは通告内容を具体的に記述します。

②主訴の背後にある本質的問題

- 保護者が述べる主訴の背後に援助目標を置くべき本質的問題を記述します。
- 子どもの発達や性格・行動上の問題を主訴とした事例において、これら子どもの問題を治したいとの焦りから虐待に至ってしまう場合もあり、こうした事例では保護者自身に虐待しているという認識がない場合があるので注意が必要です。

③虐待の内容、頻度、危険度

- 家庭裁判所への審判申立てや行政不服審査請求等の法的対応も視野に入れ、いつ誰が誰のどこにどのような行為を行ったか、その結果どうなったのか、またその情報はいつ誰からどのように入手・聴取したのか等、具体的、客観的に記述します。
- これらの事実から子どもの心身の安全について、どの程度の危険性があるか、分離が必要かといった判断の材料となるよう根拠を明らかにしつつ記述します。

④子どもの生育歴

- 母子健康手帳等から得られる子どもの発育の経過・乳幼児健康診査歴等の情報、就園・就学歴、子どもの育ちの過程でのエピソード（入院など）、子どもの性格・行動の特徴、子どもの発育への保護者の思いなどを聴取・調査して記述します。

⑤家族歴や家族の現状

- 保護者の生育歴、家族歴、経済状況、性格、価値観、家族・親族や近隣との人間関係を聴取・調査して記述し、虐待発生メカニズムについて分析します。

⑥他の家族から見た保護者に対する認識

- 他の家族成員が虐待行為や虐待を加える保護者にどのような認識、感情を持ち、どのような態度をとっているのかを記述します。
- このことは、虐待発生メカニズムを分析する上で参考となるだけでなく、援助を検討するうえでも重要な資料となります。

⑦家族内外におけるキーパーソンの有無

- 虐待を行う保護者には援助を受ける動機が乏しく、拒否する者も多いようです。介入に当たっての仲介役や緊急時の連絡を引き受けてもらうことができるキーパーソンが家族内外にいれば、援助や介入が円滑に運びやすくなる。
- そのためこうしたキーパーソンがいればその氏名、連絡先を具体的に明記する。

⑧社会資源の活用の可能性

- 経済的に困窮している場合の生活保護適用等、社会資源の活用が有用であると判断される場合、所管する機関との調整結果を含め当該資源の活用の可能性や制約等について明記します。

⑨援助に対する子ども・保護者の意向

- 援助に対する子ども、保護者の意向を具体的に明記します。

(出所) 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

(参考) 心理診断の内容

① 知的発達レベルとその内容

- 人の言うことが正確に理解できず、場面にふさわしい行動がとれない、落ち着きがなく多動、人への関心が乏しいなどでしばしば「扱いにくい子」とみられている子どもには、知的発達に遅れやアンバランスさがみられることがあります。発達上は遅れがないにも関わらず情緒面に問題があるために能力の発揮が十分でなく学業においても授業についていけず、知的障害が疑われている場合もあります。
- このような事例では、保護者が子どもの発達の状況を知り、その対応方法を知ることによって不適切な関りが緩和されることもあります。

② 情緒・行動面の特徴とその心的外傷体験の程度

- 虐待された子どもたちは素直に甘えが表現できず、情緒面でのコントロールが悪いことがあります。
- 心的外傷体験に起因する不眠、食欲不振、頭痛、疲れやすさ等の身体症状の訴えがあったり、感情のコントロールができず、すぐに興奮したり、泣きやすかったりといった症状等がみられることもあります。こうした子どもの行動の特徴や心的外傷体験による傷の深さを把握することは、援助方針、治療方針を検討するうえで重要です。

③ 親子関係・家族関係

- 子どもにとって、親子関係はどのようなものであるのか、家族の中で子どもがどのような位置にあるのか、子どもを支えているのは誰なのか、親子関係の修復のために親子それぞれがどのような援助を必要としているのか、子どもの表面に現れた発言だけにとらわれず、きちんと押さえておくことが肝要です。

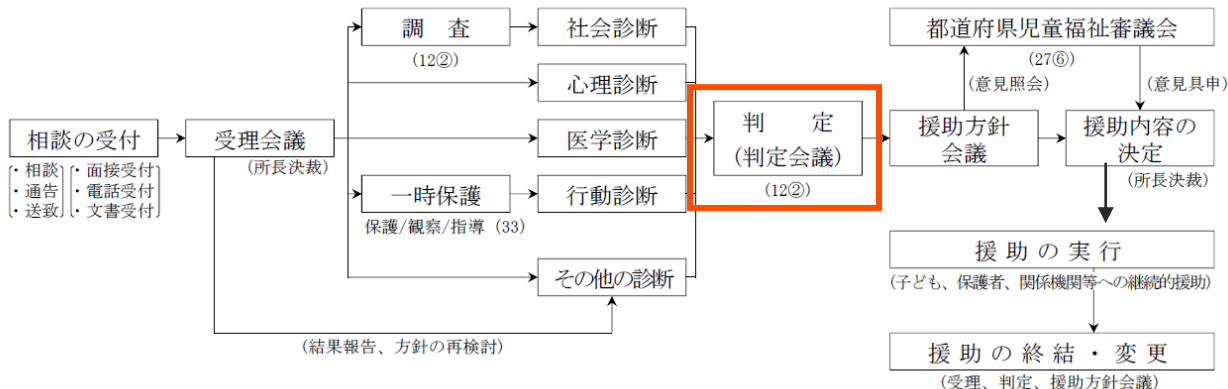
④ 集団生活（学校、保育所等）での適応状況

- 虐待を受けていた子どもにとって、家庭以外の場はどのような意味を持っていたのか、集団生活をどのように受けとめていたのか、自分にとってどのような意味を持っているのか、面接や心理検査などを通して把握します。
- 一時保護所のような安全な場での生活に入ると、緊張が急激に解け、様々な不適応症状が出てきて周囲を困惑させることもあるので、行動の背後にある子どもの心理を注意深く観察します。

⑤ 虐待者の病理性

- 虐待されている子どもだけでなく、虐待を行っている保護者についても診断します。
- 保護者の精神的な問題が疑われる場合は、虐待を行っている保護者の精神状態や症状を医師との協力によって評価し、必要な支援や対応を見出すことが必要です。

(出所) 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」



| 援 助 | |
|--|--|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

判定 (判定会議)

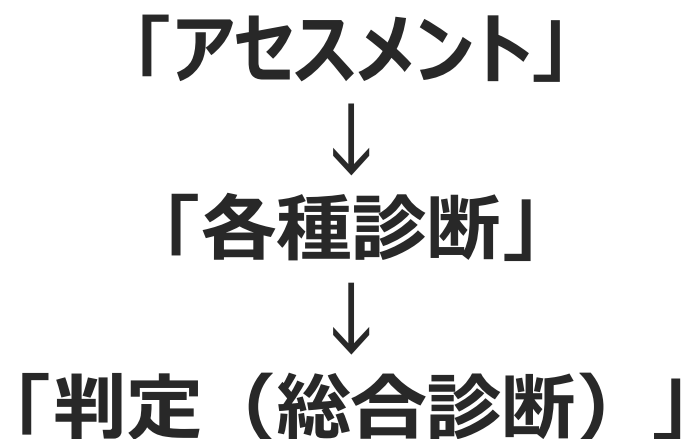
判定の意義・方法/判定会議

判定の意義

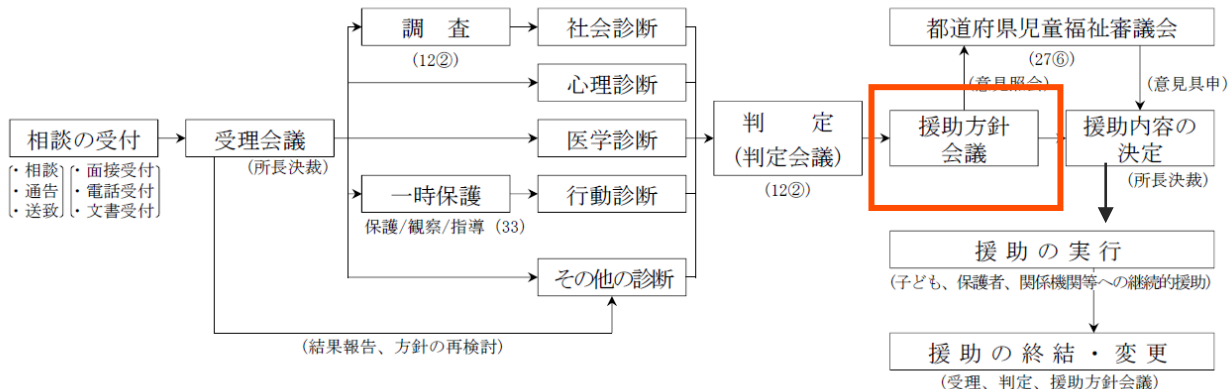
1. **判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、診断をもとに、各診断担当者等の協議により行う総合診断である**
2. 判定は適切な援助の内容及びそれに関わる援助指針（援助方針）の作成と不可分の関係にある
3. 判定は援助の経過の中で修正の必要が生ずる場合もあり、適宜再判定を実施する
4. **判定は子どもの身体的、心理的、社会的特性を十分考慮して行う。**また、判定は問題を有する主体、問題の発生している場所、問題の内容等について明確にする
5. **判定は子どもを含む家族、所属集団全体を視野に入れて行い、また、当事者の問題解決能力や地域の支援体制等も考慮に入れて行う**
6. 緊急対応が必要か、カウンセリング等が必要か問う、援助の質の検討も判定の重要な要素である
7. 判定には児童相談所の相談援助活動の限界及び措置、あっせん等を行う施設、機関等の援助能力の判断も含まれる
8. 過去、警察の捜査状況をもって虐待ではないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、**判定は児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき行わなければならない。**

判定会議

1. **判定会議は、各診断をもとに、援助に有効な判定を導き出すために原則として週1回定期的に開催し、判定・指導部門の長が主催する**
2. **判定会議においては、原則として児童相談所長、各部門の長、各担当者等が参加し、各診断を総合的に検討し、判定を行い、これに基づき援助指針（援助方針）案を検討する**
3. 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営が求められる
4. 会議の経過及び結果は判定会議録に記録される



（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」



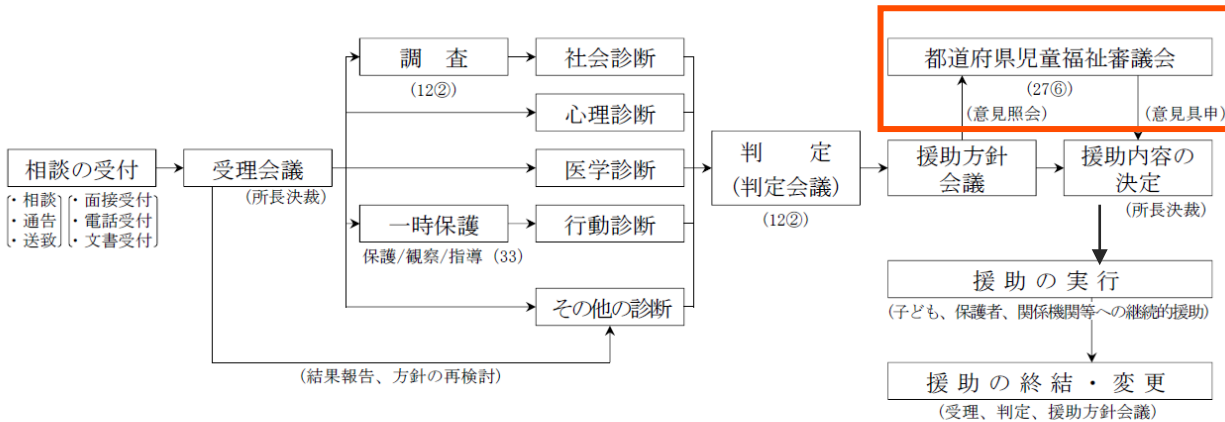
| 援 助 | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 在宅措置等 | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) |
| (1) 措置によらない指導 (12②) | 指定発達支援医療機関委託 (27②) |
| ア 助言指導 | 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) |
| イ 継続指導 | 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) |
| ウ 他機関あつせん | 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) |
| (2) 措置による指導 | 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) |
| ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) |
| イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) |
| ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 7 家庭裁判所への家事審判の申立て |
| エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ア 施設入所の承認 (28①②) |
| オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) |
| カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) |
| キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | エ 後見人選任の請求 (33の8) |
| (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

援助方針会議

援助方針会議

1. 援助方針会議は、調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成、確認するために行う。
2. 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。
また、現に援助中の事例の終結、変更等についても検討を行う
3. 援助の決定に当たっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向が尊重されるとともに、子どもの最善の利益の確保に努められなければならない
4. 援助方針会議においては、緊急対応が必要か、カウンセリングが必要か等の援助の内容の検討及び児童相談所、施設、機関等の援助能力も考慮に入れ検討を行う
5. **援助方針会議は措置部門の長が主催し、原則として週1回定期的に開催し、児童相談所長、各部門の長、事例を担当した児童福祉司、児童心理司等の事例担当者等が参加し、多角的、重層的に検討を行う**
6. 会議の経過及び結果は援助方針会議録に保存される
7. 援助方針会議に提出された事例の個々の援助は、所長が決定する。



| 援 助 | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 在宅措置等 | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) |
| (1) 措置によらない指導 (12②) | 指定発達支援医療機関委託 (27②) |
| ア 助言指導 | 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) |
| イ 継続指導 | 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) |
| ウ 他機関あつせん | 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) |
| (2) 措置による指導 | 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) |
| ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) |
| イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) |
| ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 7 家庭裁判所への家事審判の申立て |
| エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ア 施設入所の承認 (28①②) |
| オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) |
| カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) |
| キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | エ 後見人選任の請求 (33の8) |
| (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | オ 後見人解任の請求 (33の9) |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

都道府県児童福祉審議会への 意見聴取

都道府県児童福祉審議会への意見聴取

- 児童相談所の措置と子ども若しくはその保護者尾の意向と一致しないときなどは、児童相談所はその措置について都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません（児福法27条6項）

趣旨

- 児福法27条1項1号から3号までの措置（3項の規定により採るもの及び28条1項1号又は2号ただし書の規定により採るものは除く。）若しくは2項の措置を採る場合又は1項2号若しくは3号若しくは2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、のちに述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない（児福法27条6項）
- 都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである

意見聴取を必要とする場合の要件（児福法施行令32条）

1. 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき
2. 都道府県知事が必要と認めるとき

子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときの例

1. 保護者が子どもの監護を怠っている場合や親子浮浪の事例で、児童相談所としては子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、保護者、子どもの双方が、施設入所を拒んでいる場合
2. 親が行方不明等のため、子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が阿木されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合
3. 触法・ぐ犯相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合
4. 児福法28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行うべきか児童相談所としては判断しかねる場合
5. 子ども及び保護者の同意を得て施設入所を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引取りを強く要求している場合

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

都道府県児童福祉審議会への意見聴取

- 児童相談所の措置と子ども若しくはその保護者尾の意向と一致しないときなどは、児童相談所はその措置について都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません（児福法27条6項）

趣旨

- 児福法27条1項1号から3号までの措置（3項の規定により採るもの及び28条1項1号又は2号ただし書の規定により採るものは除く。）若しくは2項の措置を採る場合又は1項2号若しくは3号若しくは2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、のちに述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない（児福法27条6項）
- 都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである

意見聴取を必要とする場合の要件（児福法施行令32条）

1. 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき
2. 都道府県知事が必要と認めるとき

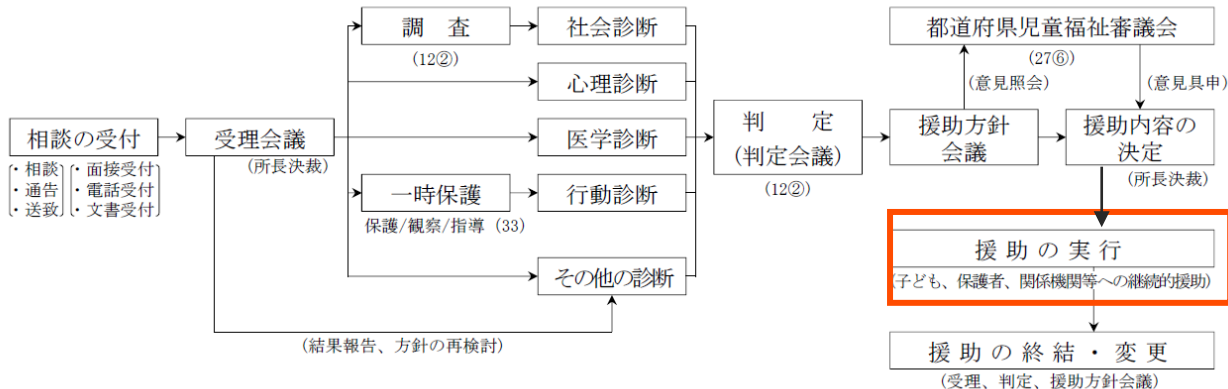
都道府県知事が必要と認めるときの例

都道府県知事が必要と認めるときとは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難であるため、子どもの最善の利益を確保するうえでより客観的な意見を求める必要があると判断する場合が該当する。

具体的な例としては以下のような例が考えられる

1. 児童相談所の援助方針と子ども又は保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐる、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合
2. 保護者が行方不明等でその意向が確認できず、かつ子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握し難い場合
3. 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認できず、子どもは当該措置に同意の意を示しているが、子どもの最善の利益を確保するうえで、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合
4. 一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」



| 援 助 | |
|---|---|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん | 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) |
| (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) | 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9) |
| (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ) | |

(数字は児童福祉法の該当条項等)

援助活動

児童相談所が行う援助の種類

- 児童相談所が子どもや保護者等に対して行う援助には下表のようなものがあります。
- 援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聞き、基本的には合意の下で行います。

| 援助 | |
|--|---|
| 1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) ウ 市町村指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司,社会福祉主事指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ,27①Ⅱ) キ 指導の委託(26①Ⅱ,27①Ⅱ) (3) 訓戒,誓約措置(27①Ⅰ) | 2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託(27②) 3 里親,小規模住居型児童養育事業委託措置(27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施(33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致,通知(26①Ⅲ,63の4,63の5) 都道府県知事,市町村報告,通知(26①Ⅳ,V,VI,VII) 6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ,27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求(33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求(33の7) エ 後見人選任の請求(33の8) オ 後見人解任の請求(33の9) |

※ (数字は児童福祉法の該当条項等)

在宅措置等/措置によらない指導

助言指導

- 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいいます。
- 助言指導は児童福祉司、相談員、児童心理司、医師等の職員によって行われますが、必要に応じ、他の職員と十分協力して行います。
- 助言指導を行う際は、子どもや保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を行います。
- 助言指導を行った場合は、その内容を児童記録票に記載し、援助方針会議等において確認を受けるとともに、その効果について、必要に応じ追跡することが適当です。

継続指導

- 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいいます。この中には集団心理療法や指導キャンプ等も含まれます。
- 心理療法及びカウンセリングを行う場合には、医師との連携に留意し、それぞれの原理や留意事項に則り行います。
- 継続指導の経過は児童記録票に記載し、指導終結の際は指導の効果についてチームで協議するとともに、援助方針会議で十分な検討を行います。

他機関あっせん

- 他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんします。
- 他の児童相談所への移管が必要と認められる場合は、移管先の児童相談所と十分協議し、原則として文書により移管します。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

在宅措置等/措置による指導(1)

児童福祉司指導

- 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行います。
- 担当者は児童福祉司が中心となりますが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応を取ります。
- 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図ります。場合によっては児童委員指導等と合わせて行うこともあります。

児童委員指導

- 児童委員指導は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。
- 児童委員指導を行う場合には、当該地区を担当する児童福祉司は、指導の経過報告を求め必要な援助等を行う等、当該児童委員と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行います。

市町村指導

- 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。

児童家庭支援センター指導

- 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。

在宅措置等/措置による指導(2)

知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導

- 知的障害者福祉司指導又は社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関する者及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適切な場合に行います。

障害者等相談支援事業を行う者による指導

- 障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

その他措置

児童福祉施設入所措置

- 慎重な検討の結果、子どもの最善の利益と問題の解決のため、子どもを家庭から引き離す必要があると判断される場合に行います。
- 入所型の児童福祉施設等への措置については、子どもを家庭から引き離して新しい環境に置くため、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮するとともに入所又は委託の機関を定める等適切な対応を行います。
- 児童相談所は子どもを児童福祉施設等に措置した後もその施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行います。
- また、児童相談所は、児福法30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図ります。

里親措置

- 里親措置は、家庭での養育に欠ける子どもに、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった過程を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることを目的に行われます。
- 里親に委託する子どもは新生児から高年齢児まで、すべての子どもが検討の対象となります。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎をつくる時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した過程で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託が原則となります。
- 施設入所が長期化している子どもの場合には、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があります。
- また児童相談所の里親担当者は、定期的に里親の元を訪問するなどにより、里親が行う養育に関する最低基準が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育に必要な相談等の支援及び指導を行います。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他措置

児童自立生活援助

- 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の者及び大学等に就学中であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業です。
- 本事業の対象となるのは、児童福祉施設入所措置や里親措置を解除された者その他の者であつて、都道府県知事等がその者の自立のために援助及び生活指導が必要と認めた者になります。
- 児童相談所は、児童自立生活援助を希望する者から申し込みがあつたときは、必要に応じて保護者等と面接を行い、その意向の把握等に努めるとともに、その者が措置を解除された施設等の協力を求めその意見を聴取します。また、受け入れの可否や受け入れの時期、受け入れ後の援助等について運営主体とも十分な調整を図つたうえで、援助方針会議を経て実施の決定を行います。

福祉事務所送致等

- 次のような場合において、児童相談所は福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知しなければなりません。
 - ① 子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合（児福法26条1項4号）
 - ② 助産、母子保護の実施が必要である場合（児福法26条1項5号）
 - ③ 保育の実施が必要である場合（児福法26条1項5号）
 - ④ 児福法21条の6の規定による措置が適当であると認める場合（児福法26条1項6号）
 - ⑤ 15歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条1項に規定する障害者のみを対象とするものに限る）を利用することが敵つ王である場合（児福法附則63条の2、63条の3）

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他措置

家庭裁判所送致

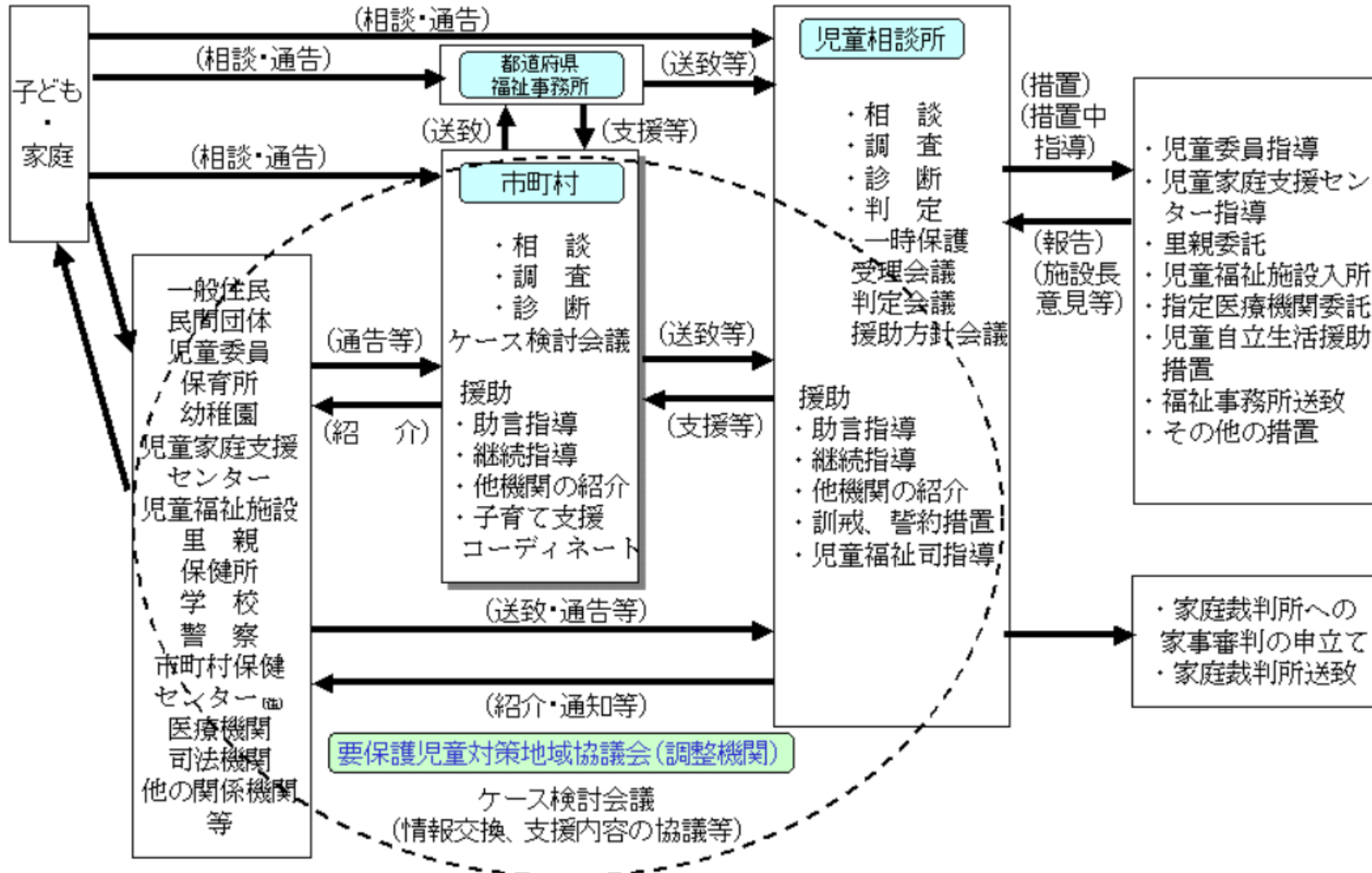
- 児福法27条1項4号の規定に基づく送致
 - 触法少年及びびぐ犯少年について、子どもの最善の利益や線、門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図るうえで適当とみられる場合に行います。
 - 児童相談所は、触法少年に係る重大事件につき警察から送致された場合には原則として家庭裁判所に送致しますが、少年の年齢や心身の発達の程度に照らし、調査の結果家庭裁判所の審判の必要がないと認める場合はその限りではありません。
- 児福法27条の3の規定に基づく送致
 - 移動自立支援施設に入所中、又は一時保護中の子どもであって無断外出等が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動事由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行います。
 - この送致を受けた家庭裁判所が少年法18条2項の規定に基づき、強制的措置をとることのできる期限を付し、とるべき保護の内容その他の措置を指示して、事件を児童相談所に送致した場合には、当該児童相談所は、家庭裁判所の指示に従ってこの措置をとります。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

参考

児童相談所とその他関係機関との関係性

- 児童相談所の業務は、多くの関係機関と連絡協調の中で進めなくてはなりません。このことを考慮に入れた児童相談所の業務系統を示したものが下図のものになります。



(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（1）

| 種別 | 概要 |
|------------|--|
| 児童養護施設 | <p>児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。</p> <p>施設は全国に612か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p> |
| 乳児院 | <p>乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。</p> <p>児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。</p> <p>施設は全国に144か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p> |
| 児童心理治療施設 | <p>児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2.2年）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割を持ちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。</p> <p>施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p> |
| 児童自立支援施設 | <p>子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。</p> <p>施設は全国に58か所存在します（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p> |
| 母子生活支援施設 | <p>母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。</p> <p>施設は全国に221か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p> |
| 自立援助ホーム | <p>自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。</p> <p>施設は全国に193か所存在しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p> |
| 児童家庭支援センター | <p>児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への児童、その他の援助を総合的にを行います。</p> <p>施設は全国に139か所損壊しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）</p> |

(参考) 厚生労働省「社会的養護の施設等について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照2023/1/11)

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（2）

| 種別 | 概要 |
|----------------------------|---|
| 里親 | <p>里親制度は、児福法27条1項3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）、親族里親といった種類があります。</p> <p>養育里親のうち専門里親は、要保護児童のうち①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行等の問題を有する児童、③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を支援します。</p> <p>親族里親は要保護児童の内、①当該親族里親に扶養義務のある児童、②児童の両親その他当該児童を監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により養育が期待できない児童を支援します。</p> |
| ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業) | <p>小規模住居型養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一貫として、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。</p> |
| 福祉型障害児入所施設 | <p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。</p> <p>施設は全国に260か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）</p> |
| 医療型障害児入所施設 | <p>18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立時各地に必要な知識技能の付与を行うとともに治療を行うことを目的とした施設です</p> <p>施設は全国に268か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）</p> |
| 医療型児童発達支援センター | <p>上肢、下肢または体幹の機能の障害がある就学前の子供を対象とした通所訓練施設です。理学療法などの機能訓練や治療のほか、医学的管理のもとで日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。</p> <p>施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）</p> |
| 児童発達支援センター | <p>地域の身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。</p> |
| 放課後等デイサービス | <p>学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提要などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児が対象です。</p> |
| 居宅訪問型児童発達支援 | <p>重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所視線を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援をおこないます。</p> |

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（3）

| 種別 | 概要 |
|----------------------------|--|
| <p>要保護児童対策地域協議会</p> | <p>児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の協議を行うことを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係、その他NPOやボランティア関係の方々構成員となっています。</p> <p>※要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる</p> <p>※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。</p> <p>※特定妊婦：出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある</p> |
| <p>都道府県児童福祉審議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第8条に基づき都道府県、政令市に設置義務のある機関で、子どもや妊産婦らの福祉について調査、審議する、執行機関に設置される合議性の附属機関です。 役割 <ol style="list-style-type: none"> ① 芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを制作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児福8条9項） ② 都道府県が訓戒又は誓約書の提出（児福27条1項1号）、児童福祉司等による指導（同項2号）、児童福祉施設等への入所措置（同項3号。以上につき、同上3項又は28条により採るものは除く。）、肢体不自由児等の治療等の委託（児福27条2項）の措置を採る場合や、これらの措置の内訓戒又は誓約書の提出を除く措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、意見を述べること（児福8条6項） ③ 被措置児童等虐待に関して、通告や届出を受けること（児福33条の12第1項・3項・33条の15第1項） ④ 被措置児童等虐待に関して、都道府県知事からその講じた措置等に関して報告を受け、それに対する意見を述べること（児福33条の15第2項・3項） ⑤ 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置するに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福35条6項） ⑥ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対しその児童福祉施設の事業の停止を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福46条4項） ⑦ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対し、届出又は認可のない児童福祉施設の事業の停止等を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福59条5項） ⑧ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること（児福8条2項） ⑨ 都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申すること（児福8条4項） ⑩ 都道府県知事が親族里親の認定をする場合に、意見を述べること（児福法施行令29条） ⑪ 母子保健に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母子保健7条） ⑫ 母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母福7条） ⑬ 都道府県知事が母子福祉資金貸付金の貸付けを停止する等の措置を採るに当たり、都道府県知事に意見を述べること（母福施行例13条） 権限 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。「関係行政機関」については特に児福法上定義がないが、当該都道府県に限らず国や市町村、他の都道府県の行政機関をも含むものと解される。また、都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 |

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（4）

| 種別 | 概要 |
|-------------------|--|
| 市町村児童福祉審議会 | <ul style="list-style-type: none">市町村が設置する児童福祉審議会。その役割は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べる事、母子保健に関する事項、母子及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議し、市町村長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申することです。（児福法8条3項・4項、母子保健7条、母福7条・13条）市町村福祉審議会は、一般的に、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができます。「関係行政機関」については特に児福法上定義がありませんが、当該市町村に限らず、国や都道府県、他の市町村の行政機関をも含むものと解されます。また、市町村児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聞くことができます。 |

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項(1)

| 種別 | 主な連携事項 |
|-----------------------------------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村への指導措置の委託 市町村に対する児福法26条1項3号に基づく送致 相互の協力、通報等 児童相談所に対して、児福法27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 保育の実施等を要する子どもの通知 1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、障害児通所支援事業等 児童福祉に関する企画・広報等 |
| 福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 児童相談所に対して、児福法27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等 |
| 保健所・市町村保健センター・子育て世代包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 保健、栄養上の指導の依頼 在宅重症心身障害児（者）等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報 |
| 児童委員 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から調査の委嘱、指導措置 児童委員から要保護児童の通告、その他の協力 |
| 児童家庭支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 指導措置 児童家庭支援センターから要保護児童の通告 |
| 知的障害者構成相談所・身体障害者構成相談所・発達障害者支援センター | <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者、身体障害者の判定（療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等） 発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等 |
| 児童福祉施設、里親等児童自立生活援助事業を行う者 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 退所した子どもの指導に関する事項 母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項 |
| 保育所 幼保連携型認定こども園 | <ul style="list-style-type: none"> 保育の実施に関する事項 |
| 家庭裁判所 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所から送致、家事審判の申立て 家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼 |
| 学校、教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会 |
| 警察 | <ul style="list-style-type: none"> 触法少年、く犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 委託一時保護、少年補導、非行防止活動等 |

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項(2)

| 種別 | 主な連携事項 |
|---|---|
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none">医学的治療の依頼、被虐待児の通告等 |
| 婦人相談所 | <ul style="list-style-type: none">性非行を伴う女子の子ども等 |
| 配偶者暴力相談支援センター | <ul style="list-style-type: none">児童虐待に係る通告配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護 |
| 民間団体 | <ul style="list-style-type: none">個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る） |
| その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none">児童の就職等思春期精神保健に関すること等児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等 |
| <ul style="list-style-type: none">その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携 | |

参考文献

- 厚生労働省「児童相談所運営指針」
- 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- 厚生労働省「社会的養護の施設等について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照2023/3/15)
- 厚生労働省「里親制度（資料集）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>) (参照2023)
- 川崎市「福祉型障害児入所施設」(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030543.html>) (2023/3/15閲覧)
- 川崎市「医療型障害児入所施設」(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030550.html>)(2023/3/15閲覧)
- 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（医療型）」
(https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519707082241/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E4%B8%8A%E8%82%A2%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)) ,(2023/3/15閲覧)
- 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（福祉型）」
(<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519706971938/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E8%BA%AB%E4%BD%93%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>) ,(2023/3/15閲覧)
- 厚生労働省「平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議 医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて」
- 横浜市「障害児通所支援事業について」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.html>) ,(2023/3/15閲覧)
- 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- 横浜市「要保護児童対策地域協議会とは」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/DV/yokohamayotaikyo.html>) (参照2023/3/15)